

常時在宅人工呼吸器非常用外部バッテリー整備事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市に居住する人工呼吸器装着者に対し、人工呼吸器非常用外部バッテリー（以下「バッテリー」という。）の購入費用の一部または全部を助成するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「人工呼吸器装着者」とは、24時間継続して気管切開口式、鼻マスク式若しくは顔マスク式の人工呼吸器を装着し、その離脱の見込みがない者であって、食事、更衣、移乗若しくは屋内での移動又は屋外での移動等の日常生活動作が著しく制限されている者のうち、在宅において療養が可能な程度に症状が安定していると医師によって判断される者とする。

(購入費用助成額等)

第3条 購入費用助成の対象となるバッテリーは、人工呼吸器装着者が使用する人工呼吸器を稼働させるために接続するバッテリーとする。

2 購入費用助成の対象となるバッテリーは、1台とする。

3 購入費用助成額は、購入費用助成の対象となるバッテリーの価格の9割に相当する額（購入費用助成限度額6万3千円（税込み））とし、残る1割については申請者の自己負担とする。ただし、生活保護世帯及び市民税非課税世帯については、購入費用助成の対象となるバッテリーの価格の全額を助成する（購入費用助成限度額7万円（税込み））。

(購入費用の助成申請等)

第4条 バッテリー購入費用の助成申請にあたっては、購入費用助成を希望する18歳以上の人工呼吸器装着者本人又は18歳未満の人工呼吸器装着者の保護者（以下「申請者」という。）が、尼崎市長（以下「市長」という。）へ人工呼吸器非常用外部バッテリー購入費用助成申請書（様式第1号）に医師の診断書（様式第2号）、その他市長が必要と認める書類を添えて、申請日の属する年度の2月末日までに提出するものとする（当該日が土曜日、祝日の場合は前日、日曜日の場合は前々日とする。）。ただし、特定医療費（指定難病）受給者証等により人工呼吸器装着者であることが明確な場合には、医師の診断書（様式第2号）の提出は求めないこととする。

2 市長は、医師の診断書を基に当該人工呼吸器装着者の身体の状況、家庭の経済状況等の調査を行い、人工呼吸器非常用外部バッテリー購入費用助成調査書（様式第3号）を作成する。

3 市長は、バッテリーの購入費用助成の可否決定した後、申請者にその結果を人工呼吸器非常用外部バッテリー購入費用助成決定通知書（様式第4号）又は人工呼吸

器非常用外部バッテリー購入費用助成却下決定通知書（様式第6号）により通知すると同時に、購入費用助成を決定した申請者に対しては、人工呼吸器非常用外部バッテリー購入費用助成券（様式第5号）（以下「購入費用助成券」という。）を交付するものとする。

（バッテリーの購入費用の助成等）

第5条 バッテリーの購入費用の助成決定をされた者は、常時在宅人工呼吸器非常用外部バッテリー整備事業に関する委託契約を締結している業者（以下「委託業者」という。）に購入費用助成券を提出し、自己負担額を支払った後、バッテリーの引き渡しを受けるものとする。

なお、購入費用助成券の有効期間は、購入費用助成券を交付した日からその日の属する年度末までとする。

2 この要綱に基づきバッテリーの購入費用の助成決定をされた者は、購入費用助成決定日から5年間は再度の助成申請を行えないこととする。

（費用負担）

第6条 バッテリー購入費用の助成決定をされた者は、別表のとおり自己負担額を直接委託業者に支払うものとする。

（費用の請求）

第7条 バッテリーを引き渡した委託業者が、市長に当該バッテリーに係る費用を請求するにあたっては、請求書に購入費用助成券を添付し、バッテリーを引き渡した日からその日の属する年度末までに市長へ提出するものとする。

2 バッテリーを引き渡した委託業者が市長に請求できる額は、購入費用助成券に示した公費負担額（バッテリー価格からバッテリーの購入費用の助成決定をされた者の自己負担額を控除した額）とする。

（購入費用助成台帳の整備）

第8条 市長は、バッテリーの購入費用助成の状況を明確にするため「人工呼吸器非常用外部バッテリー購入費用助成台帳」を整備するものとする。

（支払条件）

第9条 市長は、委託業者から請求書及び購入費用助成券の送付を受けたときは、その内容を審査し、委託契約に基づき支払うものとする。

（返還等）

第10条 バッテリーの購入費用の助成決定をされた者は、その購入費用助成の目的に反する使用や、譲渡、交換、貸し付け又は担保に供すること等をしてはならない。

2 市長は、虚偽その他不正な手段によりバッテリーの購入費用の助成決定をされた者がいるとき、又はバッテリーの購入費用の助成決定をされた者が前項の規定に反したときは、購入費用助成に要した費用を返還させることができる。

(施行の細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、主管局長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年7月7日から施行する。

別表 給付対象者の負担額

所得区分	収入状況	負担額	負担上限額
市民税課税世帯	市民税が課税世帯に属する人	購入費用（限度額7万円）の1割に相当する額	7,000円
生活保護世帯	生活保護受給世帯に属する人	0円	—
市民税非課税世帯	市民税が非課税世帯に属する人	0円	—

摘要

- 1 「市民税課税世帯」とは、市民税（人工呼吸器用非常用外部バッテリーの購入助成申請のあった月の属する年度（助成申請の月が4月から6月までにあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税のことをいう。以下同じ。）の均等割の額がある住民基本台帳上の世帯のことをいう。
- 2 「市民税非課税世帯」とは、市民税の均等割の額がない住民基本台帳上の世帯のことをいう。
- 3 「生活保護世帯」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）のことをいう。
- 4 「購入費用の1割に相当する額」とは、1円未満を切捨てた額とする。